

地方独立行政法人大阪市民病院機構
令和4事業年度の業務実績に関する評価結果
(案)

令和5年7月
大 阪 市

目 次

1	地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方	1 ページ
2	大項目評価	
2-1	「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価	2 ページ
(1)	評価結果と判断理由	
	〈小項目評価の集計結果〉	
	〈小項目評価にあたって考慮した事項〉	
(2)	評価にあたっての意見、指摘等	
2-2	「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価	6 ページ
(1)	評価結果と判断理由	
	〈小項目評価の集計結果〉	
	〈小項目評価にあたって考慮した事項〉	
(2)	評価にあたっての意見、指摘等	
3	全体評価	9 ページ
(1)	評価結果と判断理由	
	〈全体評価にあたって考慮した事項〉	
	① 地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標	
	② 令和4年度における重点的な取り組み	
(2)	評価にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方

- 地方独立行政法人大阪市民病院機構（平成26年10月1日設立）について、「大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会の運営及び市長の評価等に関する基本方針」に基づき、次のとおり令和4事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

〈評価の基本方針〉

年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析したうえで、法人の業務運営等について総合的に判断し、法人が中期目標を達成するために、法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。

〈評価の方法〉

年度評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人が、病院ごとの実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、報告内容及び自己評価とその判断理由の妥当性について評価委員会において専門的見地からの意見を聴取したうえで評価を行う。

「全体評価」では、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について総合的な評価を行う。

なお、令和4年度の新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた項目については、その影響を踏まえ、評価を行う。

〈項目別評価の具体的方法〉

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)小項目評価、(3)大項目評価、の手順で行う。

(1)法人による自己評価

- 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、I～Vの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
- 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

(2)小項目評価

- 法人の目標設定及び自己評価の妥当性等について評価委員会から意見を聴取し、総合的に検証のうえ、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、I～Vの5段階による評価を行う。

(3)大項目評価

- 小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。

〈全体評価の具体的方法〉

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

2-1 「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、小項目評価を行った。
- 小項目評価の集計結果では、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計 画どおり	C 計画を十分に実施 できていない	D 重大な改善事項 あり
------	---------------------------	-------------------	---------------------------	--------------------------------	---------------------------

〈小項目評価の集計結果〉

19項目中18項目が小項目評価のⅢ～Ⅴに該当していることから、小項目評価の集計では、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象 項目数	Ⅴ 計画を大幅 に上回って 実施してい る	Ⅳ 計画を上回 って実施し ている	Ⅲ 計画を順調に 実施している	Ⅱ 計画を十分 に実施でき ていない	Ⅰ 計画を大幅 に下回って いる
求められる医療の提供	9	2	1	5	1	0
信頼される温かな医療の実践	6	0	3	3	0	0
地域医療連携の強化及び地域への貢献	3	0	2	1	0	0
優れた医療人の育成・確保	1	0	0	1	0	0
合計	19	2	6	10	1	0
		18				

〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価がおおむね妥当であると評価した。

評価番号6については、十三市民病院の新型コロナウイルス感染症専門病院化に伴い除外した。
評価番号10については、業務実績に基づきⅡ評価とした。

- ① 小項目評価がⅣ（計画を上回って実施している場合）以上の項目は次のとおりであった。
〈（ ）は小項目評価の番号〉

(1) 救急医療（総合医療センター）【Ⅳ】

救急医療については、新型コロナウイルス感染症対応と並行し可能な限り救急患者の受入れに努めた結果、目標指標である救急車搬送件数・三次救急取扱件数ともに目標を上回り、

コロナ禍以前の水準以上となった。

地域に求められる役割を十分に果たしたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(2) 周産期医療（総合医療センター）【Ⅴ】

ハイリスク妊産婦ならびにハイリスク新生児の受入れに努めた結果、目標指標であるOGCS 取扱件数、NMCS 取扱件数ともに目標及び前年度を大きく上回り、コロナ禍以前の水準をも上回った。また 1,000 g 未満の超低出生体重児の対応など、特段の成果があったことから、Ⅴ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(7) その他の医療（十三市民病院）【Ⅴ】

地域医療機関からの緊急診療要請対応件数は、新型コロナウイルス感染症専門病院としての運用と並行して可能な限り受入を行った結果、目標を大幅に上回ったことから、Ⅴ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(11) 医療安全対策等の徹底【Ⅳ】

目標指標であるインシデントレポート報告件数について、総合医療センターは目標を上回り、十三市民病院は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症専門病院としての運用を行いながらも一般診療患者が増加したことから、目標を上回った。また、新型コロナウイルス感染症の発生時に迅速な対応をとることで、院内感染を最小限に抑えたことなど、新型コロナウイルス感染症対応を行いつつ、平時の業務を継続して遂行し、着実に計画を実施したことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(13) チーム医療の実践及び専門性の発揮【Ⅳ】

目標指標とした各項目について、総合医療センターでは、多くの項目で目標・前年度を上回った。十三市民病院では、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症専門病院としての運用を行いながらも一般診療患者が増加したことから、全ての項目で目標を上回った。また、各病院において、コロナ禍の中ではあったが、QOL 向上のための取り組みや、倫理的問題の課題解決に向けた対応、チーム医療の一層の推進など、患者中心の医療の徹底に積極的に取り組んだことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(16) 患者満足度の向上【Ⅳ】

総合医療センターでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分に注意を払い患者満足度調査を実施し、入院・外来の患者満足度とも、目標を達成することができた。また、前年度に引き続き、各部署の改善活動の成果発表会の開催、外来会計及び採血採尿室の待ち時間の短縮や受付の接客向上に取り組んだ。

十三市民病院では、新型コロナウイルス感染症専門病院として運営を行っていることから、患者満足度調査の実施は見合わせた。しかし、コロナ禍以降休止してきた患者サービス向上委員会を再開し、患者の声や待ち時間等の課題の共有、対応策の実施を行った。

総合医療センターにおいて、患者満足度調査結果が目標を上回ったことに加え、患者サービス向上の取組を積極的に進めたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(17) 地域医療機関との連携【Ⅳ】

目標指標である紹介率・逆紹介率については、総合医療センターは目標を上回った。

十三市民病院は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症専門病院としての運用に伴い、提供する医療内容が大きく変化したことに加え、新型コロナウイルス感染症に関しても、地域の医療機関との連携強化を図り、円滑な受入に努めた。

コロナ禍の中、可能な限り地域医療機関との連携を図り、総合医療センターでは目標を達成したことからⅣ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(18) 全世代を対象とする地域包括ケアシステム【Ⅳ】

目標指標である PFM 取扱件数は、総合医療センター、十三市民病院ともに目標・前年度を上回った。

総合医療センターでは、PFM 対象診療科を拡充（眼科休日入院）するとともに、退院支援が必要となる場合が多い、緊急入院患者の PFM を積極的に実施した。

また、十三市民病院は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症専門病院としての運用に伴い、提供する医療内容が大きく変化したことで、対象の患者数も減少したものの、一般診療の患者が増加したことで PFM 取扱件数が増加したことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

② 小項目評価がⅡ（計画を十分に実施できていない）の項目は次のとおりであった。

〈（ ）は小項目評価の番号〉

(10) 研究機能の強化【Ⅱ】

コロナ禍において学会開催の中止や規模縮小により研究発表の場が減少した影響が継続しているため、臨床研究（新規）実施件数は、令和3年度の実績は上回ったものの、目標には達しなかった。

医師主導治験については、令和元年度以降、全国的に新規実施件数が減少している影響を受け、総合医療センターにおいても新規実施件数が3件にとどまる一方で、令和3年度に終了した件数が9件となったため、実施件数が目標に達しなかった。

企業治験実施件数においては目標を上回った。

3つの目標指標のうち2つが目標に達しなかったことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価ではなく、Ⅱ評価が妥当と判断した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

令和4事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に向け、小項目番号1～5・7～10のとおり求められる医療の提供を実施し、小項目番号11～20のとおり信頼される温かな医療の実践・地域医療連携の強化及び地域への貢献・優れた医療人の育成・確保に取り組み、年度計画をおおむね計画どおり実施していると評価できる。

・総合医療センターは、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、重症患者の専用病床を確保し運用したほか、感染状況に応じて中等症患者の受け入れも並行して実施した。新型コロナウイルス感染症患者受け入れのために、複数病棟の休止や手術の制限を行うこととなったが、がんゲノム医療拠点病院としてがんゲノム医療提供体制の強化を図ったほか、小児医療では、令和4年7月に大阪府小児中核病院に指定されるなど、高度専門医療機関としての役割も同時に果たしてきたことは、大いに評価できる。今後も新型コロナウイルスの感染状況に柔軟に対応しながら、高度専門医療機関として高度かつ質の高い総合的な医療の提供に努めてもらいたい。

・十三市民病院は、新型コロナウイルス感染症専門病院としての役割を継続して担いながら、令和4年6月には分娩を再開し、また院内感染対策を十分に行いながら、可能な限りの地域医療機関からの緊急診療要請に対応するなど、地域に求められる医療ニーズに应运ってきたことは、大いに評価できる。今後も新型コロナウイルスの感染状況に柔軟に対応しながら、地域の医療機関と連携し、地域の医療ニーズに対応した医療の提供に努めてもらいたい。

・住之江診療所は、新型コロナウイルス感染症の対応として、発熱患者の診療・検査医療機関の役割を果たしつつ、小児・周産期における一次医療の提供を行ったことは、大いに評価できる。引き続き、住吉市民病院廃止後の小児・周産期における一次医療に対応するため、地域医療の確保に努めてもらいたい。

2-2 「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、小項目評価を行った。
- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計 画どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-------------------------	--------------------

〈小項目評価の集計結果〉

6項目の全てが小項目評価のⅢ～Ⅴに該当していることから、小項目評価の集計では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象 項目数	Ⅴ 計画を大幅 に上回って 実施してい る	Ⅳ 計画を上回 って実施し ている	Ⅲ 計画を順調 に実施して いる	Ⅱ 計画を十分 に実施でき ていない	Ⅰ 計画を大幅 に下回って いる
自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立	1	0	1	0	0	0
経営基盤の安定化	5	0	4	1	0	0
合計	6	0	5	1	0	0
			6			

〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

① 小項目評価がⅣ（計画を上回って実施している場合）の項目は次のとおりであった。

〈（ ）は小項目評価の番号〉

(21) 自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立【Ⅳ】

総合医療センター、十三市民病院とも、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の重点医療機関として、最前線での医療の提供に取り組んだ。

特に十三市民病院においては、理事長及び病院長のリーダーシップのもと、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症専門病院として、感染患者の受入れ・治療にあたり、5類への移行による専門病院化の解除まで責務を全うした。

また、業務執行におけるコンプライアンスの徹底を目的とした研修の開催や、第三者によ

る監査の実施に加え、監事を2名体制とするなど、計画の項目を着実に実施するとともに、大阪府・市の要請に応じ、コロナ専門病院の役割を果たしたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(22) 収入の確保【Ⅳ】

各病院において、増収のための体制の充実及び適正化に向け取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、十三市民病院は、目標指標である新入院患者数・病床稼働率とも目標を上回った。総合医療センターは病床稼働率は目標を上回ったが、新入院患者数は目標を下回った。

しかしながら、総合医療センター、十三市民病院とも多くの指標で目標を達成したことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(23) 給与費比率の改善【Ⅳ】

新型コロナウイルス感染症の対応に伴う人員増や従事手当の支給等があったものの、費用対効果を踏まえ柔軟な職員配置に取り組むなど、給与費の適正化に努めた結果、総合医療センター、十三市民病院ともに目標を達成したことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(25) 経費比率の改善【Ⅳ】

業務委託契約における競争的契約候補者決定法の採用など、多様な契約手法の活用を進め、経費の節減に取り組んだ。物価高騰や光熱費の単価上昇の影響が大きく総合医療センターはわずかに目標に達しなかったものの前年度を上回り、十三市民病院は目標及び前年度を上回った。

機構全体として経費比率が低減したことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(26) 医業収支比率等の改善【Ⅳ】

目標指標である経常収支比率及び自己資本比率は、新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入の影響を受け、目標を上回った。医業収支比率については、総合医療センターにおいて、目標にわずかに届かなかったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたにも関わらず多くの項目で目標を達成したことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

令和4事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に向け、小項目番号21のとおり自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立に努めるとともに、小項目番号22～26のとおり経営基盤の安定化に取り組み年度計画を順調に実施していると評価できる。

令和4年度は、令和2年度、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の対応にあたり、病棟閉鎖や手術の制限・延期、一般医療の縮小などの影響を受け、厳しい経営状況となった。医業収支比率については、総合医療センターにおいて、目標値にわずかに届かなかったものの、経常収支比率及び自己資本比率は、新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入の影響を受け、目標値を上回った。引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、柔軟な職員配置に取り組むなど、より効率的な運営を図りながら、経営基盤の安定化に向け取り組んでもらいたい。

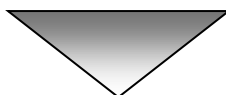
3 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

- 令和4事業年度の業務実績に関する評価については、2ページから8ページに示すように、大項目「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」の評価については B 評価「おおむね計画どおり」、大項目「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」の評価については、A 評価「計画どおり」が妥当であると判断した。
- 大項目評価等の結果に加え、大阪市民病院機構の基本的な目標、令和4年度の重点的な取り組みなどを総合的に考慮し、令和4事業年度の業務実績については、「全体として、おおむね年度計画及び中期計画のとおり進捗している」とした。

〈大項目の評価結果〉

市民に提供するサービスその他の業務の質の向上 (2ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり
業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善 (5ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり



〈全体評価の評価結果〉

「全体として、おおむね年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

〈全体評価にあたって考慮した事項〉

① 地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標

地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限発揮し、これまでの単年度ごとの短期的視点の弊害から脱却し、長期的視点に立ったうえで、意思決定の迅速化を進めて、効率的な病院経営に努め、経営基盤の安定化を図る。

医療を取り巻く環境が急激に厳しさを増す中で、医療制度改革などの変化に的確に対応して、引き続き地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な政策医療の提供など公的医療機関としての役割を果たし、患者及び市民の信頼に添えていく。

② 令和4年度における重点的な取り組み

地方独立行政法人として設立9年目となる令和4年度は、中期目標の達成に向け、理事会を定期的で開催し、活発な議論を展開するとともに迅速な意思決定を図りながら、コンプライアンスの推進に取り組み、円滑な病院運営に努めた。

また、公的医療機関としての役割を果たすため、各病院等において求められる医療の提供や患者サービスの向上、地域医療機関との連携及び役割分担の推進、優秀な人材の確保・育

成など医療提供体制の整備に努めるとともに、法人全体としても業務運営の改善及び効率化に向け、機構全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の削減、業務運営の効率化など、経営基盤の強化に向け引き続き取り組んだ。

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年度、令和3年度に引き続き、大阪府・市からの要請に基づき、公的医療機関として第一種感染症指定医療機関である総合医療センターを中心に、十三市民病院と役割分担を図り、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行い、大阪市の同感染症対応の中核的な役割の一翼を担ってきた。

総合医療センターでは、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、重症患者の専用病床を確保し運用したほか、感染状況に応じて中等症患者の受入も並行して実施した。一方、複数病棟の休止や手術の制限等を行いつつも、感染状況に柔軟に対応しながら、可能な限り3次救急や高度な手術・治療などの通常医療との両立を図り、高度専門医療機関としての役割も同時に果たしてきた。

十三市民病院では、令和2年5月に軽症・中等症患者の受入専門病院となって以降、専用病床を維持しながら、新型コロナウイルス感染症重点医療機関としての役割を継続して担ってきた。一方、令和4年6月には分娩を再開するなど、院内感染対策を十分に行いながら、地域に求められる医療ニーズに答えてきた。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

大項目1に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関しては、小項目番号1～5、7～20のとおり、求められる医療の提供や患者サービスの向上に努め、地域医療機関との連携及び役割分担を推進し、優秀な人材の確保・育成の取り組みなど、おおむね計画どおり進捗していると評価できる。

大項目2に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関しては、小項目番号21～26のとおり、機構全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の削減、業務運営の効率化に取り組むなど、計画どおり実施できていると評価できる。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、大阪府・市からの要請に基づき、総合医療センター・十三市民病院は、重点医療機関として患者の受入れに取り組み、市域の医療機関の先導的役割を担ってきた。

以上を踏まえると、令和4事業年度における大阪市民病院機構の取り組みは、全体としておおむね年度計画及び中期計画のとおり進捗していると評価できる。

今後も新型コロナウイルス感染症への対応を求められることから、引き続き通常医療との両立を図りながら、公的医療機関として求められる役割を果たしてもらいたい。